

史跡保存と建設工事

坪 井 清 足*

1. 史跡と埋蔵文化財

数十年をさかのぼる古い時代から、現在に至る長い時の経過の中で、われわれの祖先がこの国土の上で営んできたさまざまな生活の跡、つまり歴史的記念物が史跡である。それぞれの史跡の姿は、祖先がそれぞれの時代の自然環境や社会の中で、いかに適応し、生活をよりひらいてきたかを端的に表現したものであり、記録にのこされた歴史時代の数十倍の長い期間の人々の生活を、それによって知り得るばかりでなく、記録の残された時代のそれについても、記録だけではつくせない真実性をよみとれるものとして、史跡の存在は重要な意味をもつものである。

これらの史跡には 1 m^2 にもみたない小さなものから数百 ha をこえる大規模なものにいたるまで、大小さまざまのものがみられるが、そのほとんどは地表あるいは地表にごく近い所に構築されたものであるから、なんらかの人為的工事が不用意に行なわれるならばきわめて簡単にあとかたもなくなってしまうことがしばしば生ずる。しかもこれはいったん破壊されれば二度とふたたび作り直すことができない性質のものである。このように今日まで残されてきたわれわれの祖先の遺産は現在われわれの立っている文化の基盤を知る上にもっとも大切な資料であり、これを保護、管理して、後の世代に伝えるのはわれわれの義務であろう。

これら史跡とよばれているものにはどのようなものがあるのだろうか。最も古いものではナウマン象や大角鹿などを狩りしていた洪積世時代の人々—旧石器時代一人の生活していた洞窟や、包含層遺跡、数千年前の縄文式時代人—新石器時代人—が直径 200m をこえる大きな環状集落を形づくっていた貝塚や住居址群、さらに当時の集落の周辺の低湿地に埋もれた丸木舟や各種の装身具などまで残っている泥炭層遺跡、2000 年ほど前に初めて稻作を行なった農村から鍬や鋤や穀物をひく臼や杵な



どの農具が発見されたり、その当時はじまつた大陸との交易によって手に入れた鏡や武器が納められたドルメン。ほぼ同時に青銅の鋳物を作る技術を覚えて作りはじめた銅鉢などの祭器、4~6 世紀にかけて大和を中心とした古代国家の成立とともに、支配階級の象徴となった巨大な古墳、当時あたらしくもたらされた陶器制作工業の窯跡、7 世紀、仏教の伝来による寺院の建立、律令体制の確立にともなう土地制度の整備一条里制度一、これらを統治する都城、国、郡、衛などの建設、当時の国情を反映した九州から畿内にかけての城塞の設置、東北経営のための城柵の造営など。あるいは歴史時代の古戦場、城跡、本陣。社寺の境内あるいは石仏、経塚などの信仰に関連したもの。学校、私塾などの教育に関係あるもの。菓園、慈善事業施設など社会事業に関連したもの、関所跡、一里塚、街道並木などの交通に關したもの、著名人士の旧宅、墓標など。以上きわめて多岐にわたる遺構、遺跡をこの中にふくんでいる。

こうした史跡は、2 つに大別して考えることができる。一つは主として歴史時代の遺構で、城や旧宅、墓、社寺など地上に顕著な遺構が残っているもので、従来一般に史跡として認識されているのはおもにこのたぐいのものである。今一つは埋蔵文化財という言葉で扱われているよう、遺構が地下に埋もれていて、一部の専門家を除いてはその存在が知られていないものである。大多数の古墳や貝塚、そのほかの先史時代の遺跡がこれにふくまれる。そして、今日、史跡の破壊として問題視されている大半が、むしろ後者の埋蔵文化財に關連したものである。

2. 遺跡と保護行政

埋蔵文化財、すなわち考古学でいうところの遺物のふくまれた場所を遺跡とよんでいる。今日、考古学的な遺跡の数が全国でどれくらい存在するか、正確な数字については遺憾ながら現在まだわが国にはたよるべき統計が

* 文部技官、奈良国立文化財研究所

できあがっていない。ようやく数年前から国の文化財保護委員会がその必要にせまられて各府県に委嘱して資料の作成を急いでいるという状態である。現在までに一応リストのできあがった岐阜県や愛知県の資料をみると次表のようである。

表一 愛知・岐阜両県時代別遺跡数表

	先縄文時代	縄文時代	弥生時代	古墳時代	歴史時代	計
愛 知	5	590	285	1 649	348	2 877
岐 阜	3	668	108	1 816	281	2 876

この数字を全国の平均値とみることはできないが、種々の今まで知られた資料から考えて、全国におよそ数万の遺跡が存在することは推測できる。昭和5年発行の「日本石器時代遺物発見地名表」には10 754 カ所の遺跡が登録されているが、この石器時代の遺跡に限っても、今までにその約2倍が確認されている。弥生時代の遺跡についてはなんらまとまったものはみられないが、400 をこえる銅剣銅鋒、300 をこえる銅鋒の出土地が知られており、西日本においては岡山の縄文遺跡51 に対して弥生式遺跡152 というようにその絶対数が多いことから、全国的にみた場合の概数も、縄文式遺跡の半数近くには達するであろう。古墳の数に至っては、さきの愛知県の1 649、岐阜県の1 816件などのほか、大阪府の1 200、奈良県の4 515などの数字をみても全国で数万墓をくだらぬ数の古墳が作られたとみてよいであろう。また窯跡についても正確な数は知られていないが、その生産量などから推して、全国では20 000基をくだらなかったと考えられている。7~10世紀にかけての寺院址の数は、全国で約900 カ所を数えるが、そのほかに、いまだ明確な数字のでていない古墳時代や、この時代の集落跡などもこれに加算されるはずである。

このように無数といつてもよいほどの遺跡について、現在どのような保護措置がとられているのであろうか。史跡全般の保護のために、1919年に「史跡名勝天然記念

物保存法」が定められ、この法律にしたがって全国の著名な史跡が指定され、その現状変更の禁止、発見後の措置などが規定された。その後1950年、あらたに「文化財保護法」が制定され、史跡の保存もこの法律によって受けつかれている。昭和37年3月末現在、この法によって指定された遺跡の総数は761件で、そのうち特に重要なものの50件を特別史跡として指定している(表二)。この表にみられるように史跡の地域的な分布は、地方によってそうとうなへたりがある。この中で近畿が古墳、寺院址、社寺特に京都の庭園が多い一旧宅、墓標など先史遺跡を除いて絶対数が多いのは当然として、関東のそれは東京の著名人の墓が多いこと、九州の古墳が多いのは、九州に特徴的な装飾古墳が指定されているためである。時代別にみると、歴史時代の遺跡は約48%を占めており、埋蔵文化財関係のものは52%である。このうちわけをみると、古墳が26.5%，寺院址が13%となってその大半を占めている。旧石器時代の遺跡—先縄文時代—がいまだに1カ所も指定をうけていないのは、その研究がはじまって、ようやく10年という研究の歴史の若さによるもので仕方がないとしても、縄文時代の遺跡が44件、5.8%というものは、全国遺跡数の0.5%にも満たないことを示しており、弥生時代の遺跡にいたっては、9カ所、1%で、これも遺跡数とくらべて、まったく見はなされているといつても過言ではない。指定数の最も多い古墳ですら202件で、指定物件の26%を占めるとはいえ、全国の古墳総数からみればわずか1%以下という数である。寺院址の99カ所になると一般に礎石などがあって知られているためか約10%が指定されており、宮跡や城柵については現在、遺構の認識されている大半は指定を受けているといってよいが、近年続々と発見または確認されており、この種のものは遺構の面積がほかのものにくらべて広大であるために、別個な問題をはらんでいる。古墳時代後半から奈良、平安時代にかけての工業生産のもっとも頗著な遺構である窯跡に

表二 指定史跡時代別一覧表

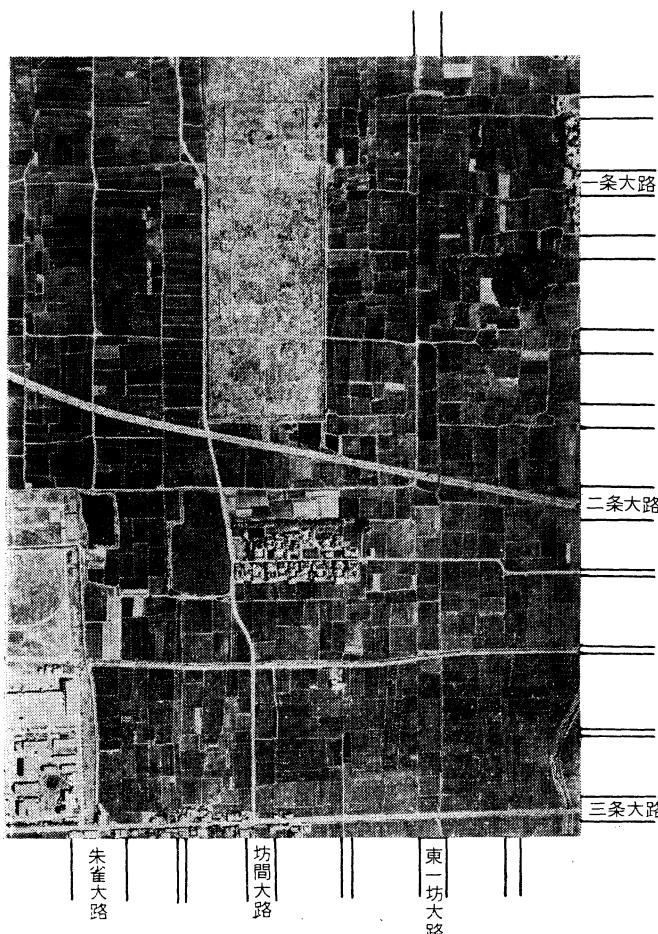
	縄文式 時代 遺跡	弥生式 時代 遺跡	古墳時代 遺跡	飛鳥・奈良時代			歴史時代					計	
				宮	殿	城	寺	院	窯	その他	社	寺	
				殿	城	窯	寺	院	その他	社	寺	石塔等	
東 北 (含 北海道)	16	0	4	5	4	0	1	6	12	8	6	12	62
関 東	12	0	31	0	12	6	6	6	13	38	11	135	
中 部	10	3	27	0	18	1	4	2	16	14	16	11	
近 畿	2	1	47	3	36	5	38	7	15	22	18	194	
中 国	3	2	31	3	16	5	5	1	14	18	14	112	
四 国	1	1	2	2	6	2	0	0	6	2	1	23	
九 州	0	2	60	11	7	2	1	11	9	18	3	124	
計	44	9	202	24	99	21	55	33	85	120	69	761	
%	5.78	1.18	26.54	3.15	13.01	2.74	7.22	4.33	11.16	15.77	9.06		

については、現在カワラ窯址を主とした 13 カ所しか指定をうけておらず、平安鎌倉時代の遺跡の中で重要な経塚も 1000 をこえる中でわずかに 2 カ所しか指定をうけていない現状である。

以上のように指定史跡の現状は、埋蔵文化財関係の遺跡の中で特に先史時代のそれがきわめて少なく、これらの保存は無視されているといえよう。特に先史遺跡の中で史学的にも重要な発見、研究の行なわれた数々の遺跡がいまだ指定もされておらず、そのために弥生式時代の墳墓として著名な福岡県須玖遺跡、旧石器時代から縄文時代、弥生式時代まで各種の遺跡が重複している大阪府国府遺跡、大きな環状貝塚として知られた縄文時代の貝塚の代表的なものとしての千葉県姥山貝塚などは、昨今壊滅あるいはその寸前の姿であるといえる。

これらの史跡の保存事業は何も国だけがこれを行なうのではなく、各都道府県や市町村などの自治体でも、文化財保護法に準じた文化財保護条例を施行して、それぞれの地域独自の保護行政を行なうことになっている。現

1200年前の都市計画
(当時の街路が田畠の正画に整然と然っている)



在これにのっとって着々と業績をあげているところも各地にみられるが、文化財行政を担当している教育委員会の中に独立した文化財保護課をおいている京都府、奈良県や、近く置かれることになる滋賀県、および問題の山積している大阪府に文化財保護条例がいまだ施行されず、教育委員会規則である指定文化財保存顕彰規程しかないのは理解に苦しむところである。

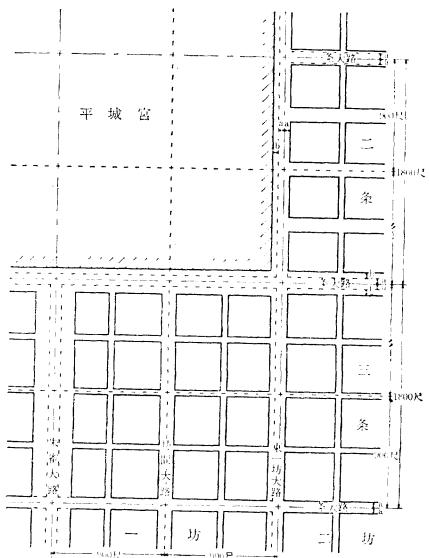
問題は以上のような指定のかたよりにあるのみならず、指定を受けたものについても現行法規の規制力がきわめて弱く、しばしば法を無視した現状変更——破壊がみられるうえ、事前にそれを知りえても地元の利益などを口実にされてはしばしば結果的に破壊を容認せざるをえなくなる例がそうとうみられる状況である。

3. 史跡破壊の現状とその対策

これらの史跡に対して、最近のわが国の発展力は遺憾ながら非常に大きな破壊力として作用し、特に大都市近郊の史跡は壊滅寸前の状況に追いこまれている。都市の発展に加えて都市間を結ぶ交通路の大規模な整備、農漁村地域の工業地域への発展、農村自身從来と比較にならない大規模な機械力の投入による開発計画の実施など要因は数多い。二、三の例をあげて、その問題点にふれてみたい。

大阪府はわが国最大の古墳である仁徳天皇陵を中心とした堺市の百舌古墳群、これとならぶ応神天皇陵を中心とした南河内の古市古墳群の二つの古墳群のほかに、茨木、高槻市にわたる三島古墳群、八尾市か

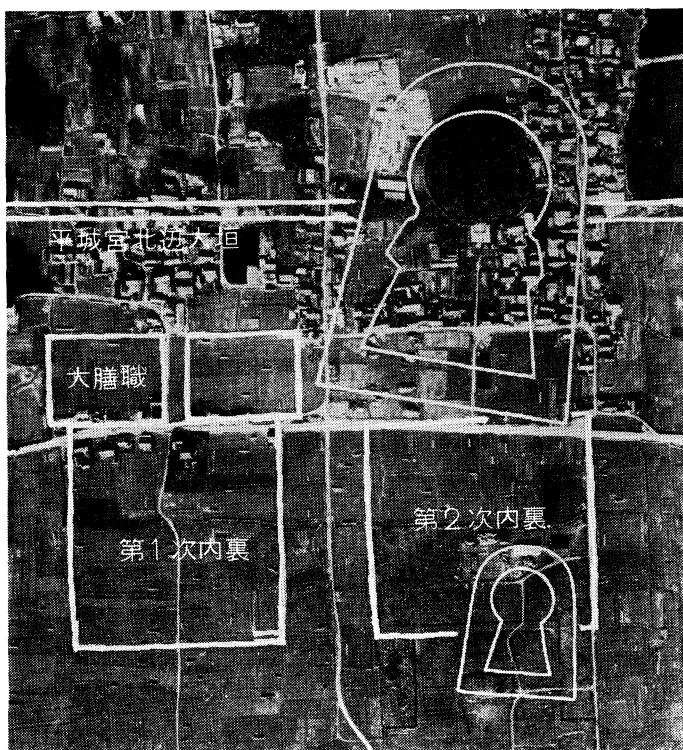
平城京の都市計画



ら柏原市にかけて千塚とよばれるいくつかの古墳群が列状にならぶ生駒山脈西麓古墳群などがみられ、奈良県とともに全国でもっとも重要な古墳の分布地域で、4～6世紀の大和朝廷の中核部であったことを如実に示しているが、この大阪府において毎年およそ50基の古墳が消滅しつつある。この数字はここ二、三年の間に大阪府の文化財担当者が確認したものです、知らずに、あるいは知られずに破壊されたものも数多いことであろう。これは大阪周辺の発展とともに最近まであまり利用価値のなかった扇状地や洪積台地の利用が進み、その進展率からみて、このまま推移すれば20年後には天皇陵と指定史跡の50基を除いては全滅することを予見しうるのである。これらの古墳はそのすべてを残すことはもちろん不可能であるが、古墳はその中の大きなものが一つ二つ残ればよいというのでなく、その群として大小のものがどのように配されていたか、その変遷の様相に意味があるのであるから、群としてどれか典型的なものを一括保護する方策を早急につくることが必要で、この点、大阪市の御勝山古墳のように前半部は破壊しつくされ、周囲の堀は埋められ、檻のような高い柵をめぐらして民家の中に埋没したような形になっているのは決して保存ということにはならないものであろう。

大阪府で現在古墳とならんで問題になっているのは、

平城宮とそれ以前の史跡
(1200年前の都市計画によって前半部を破壊された古墳)

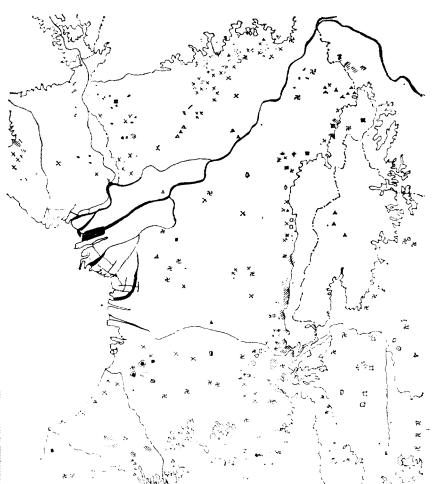


さらに5～7世紀の陶器製作の窯跡遺跡の破壊である。これらの製作所跡は、豊中から吹田にかけての丘陵と、堺市東南方の狭山丘陵を中心とした二群が知られており、前者は昭和初年に大半が壊滅してしまったので、現在は狭山丘陵が唯一のものである。この遺跡群が大阪湾臨海工業地帯造成と、宅地造成の二つの要因によって、きわめて大規模、急速に消滅しつつある。これに対し大阪府は国の補助をえて継続的に調査を行なっているが、まったく初步的な分布調査の段階で、つぎつぎに100haほどの丘陵がパワーショベルによって根こそぎ削りとられてゆくあとから、調査者は削られた断面に窯の痕跡を発見し、わずかな遺物を採集し、地点を記録してゆくという粗末なものである。

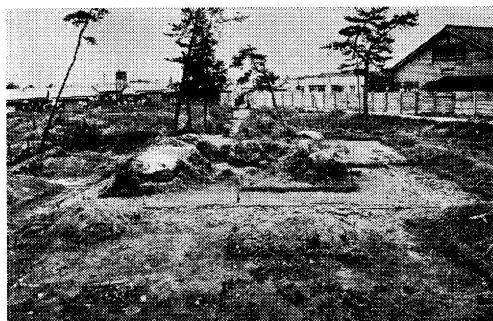
同様なことは千葉県市川市から千葉市をへて木更津市にいたる東京湾沿岸の縄文式時代貝塚についてもいえる。わが国の縄文式時代貝塚は約1800カ所あることが知られている。その中の約30%の550カ所の貝塚がこの地点に集約的に分布している。この中には全国的にもほかに類のない巨大な環状貝塚である姥山・堀之内・櫛生・犢橋・加曾利・矢作・草刈場などの貝塚が数kmをへだてて連鎖状につらなり、その間に無数の小貝塚がみられる。この貝塚群は東京から近いので、明治以来わが国先史時代研究のトレーニング場として、現在の精緻な

編年の研究の資料を提供してきたのであるが、どれ一つとして集落構造としての徹底した調査が行なわれていない。これらのいくつかを系統的に調査することによって、5000年前の人々の社会集団としての生活状況がきわめて明確に復元できることが予想される。これが現状のま

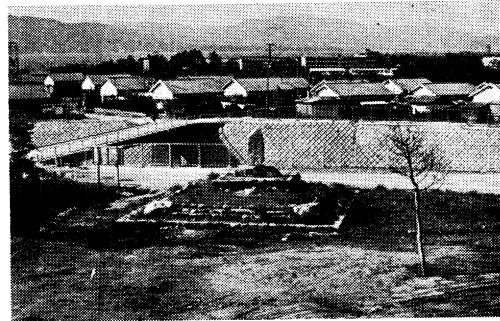
大阪府主要遺跡分布図
(山麓・丘陵地帯に密集する)



昭和 35 年 7 月発掘調査当時の滋賀県瀬田町
瀬田廃寺の塔跡、その背面は金堂跡



昭和 38 年名神高速道路工事で削られた金堂、滋
賀県瀬田町瀬田廃寺



までゆけば京葉工業地帯の造成計画にともなって、はたしていくつかが残りうるかが問題となる。

さらに、またわが国の弥生式文化の初祥地北九州でも、福岡市の発展とともにその重要な遺跡が宅地あるいは工場に変化しつつある。中でも福岡市の南郊春日町須玖岡本遺跡は昭和 37 年 10 月に 300 m² の緊急調査が行なわれたのみで、今はまったく宅地化し、早くより多数の鏡や銅劍そのほかの遺物が検出されて、弥生式文化研究のうえに最も重要な資料を提供したこの遺跡も、周辺の諸遺跡とともに壊滅したというほかはない。北九州では弥生式時代の遺跡と同様に重要なものに太宰府遺構の問題がある。ここは 7 ~ 8 世紀の大陸交渉の門戸として政府が鋭意經營したもので、当時の都である平城宮とならんで重要な遺構であるが、平城宮と同様に近郊都市としての発展と史跡の矛盾にならぬ点が多く、史跡指定解除を望む声が地元におこりつつあって、前衛の水城、背後の大野城とともにどこまでその保存が可能か危ぶまれている。この時代の外国使節の応接場として現在の福岡城内に造営された鴻口館遺構は、福岡城の造営に関連してひどく破壊されたが、まだその中心がほぼ決められる程度には残されていた。ところが、最近、裁判所改築のためこれを破壊しなければならなくなつたといふ。北九州もまた山積する問題をひかえた地点といえよう。

農地の開発、耕地整理などによって遺跡が破壊される例も枚挙にいとまがない。岡山県美作台地開発計画による約 5 000 ha の開発によって、200 基の古墳、数十カ所の弥生式時代遺跡、2 カ所以上の寺院跡が破壊される可能性があり、吉備高原総合開発計画によても同じ程度に遺跡の消滅する可能性があるといわれている。また農業開発に関連しては、すでに二つの大きな調査が行なわれている。その一つは昭和 30 年から 36 年まで行なわれた愛知用水建設工事とともに古窯群の調査で、総計 80 カ所の陶器窯を、愛知県の委嘱によって名古屋大学

が発掘して、今までまったく不明といってよい状態であった平安時代の製陶史のうえに画期的な成果をもたらした。ほかの一つは大和平野導水路設置に関連する飛鳥地方の調査で、昭和 31 年以来奈良国立文化財研究所が飛鳥寺、川原寺、伝飛鳥板蓋宮跡の発掘を行ない、板蓋宮の調査は昭和 35 年以后、奈良県に引きつがれて今日におよんでいるが、歴史考古学の上にきわめて重要な知見を加えている。

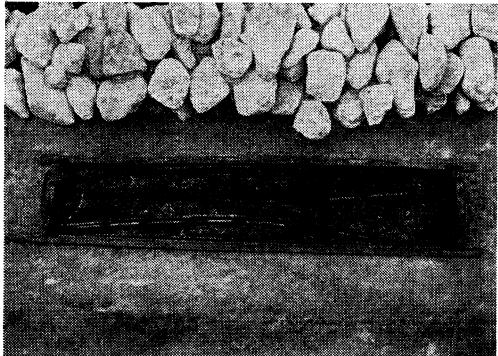
昭和 33 年以来の名神高速度道路の建設、35 年以来の東海道新幹線の建設とともに多くの遺跡の破壊については、その事前の調査がとり入れられ、それ以後の土木工事と埋蔵文化財の関係の一つの規範をつくりあげた点で注目されるが、事前に判明していた遺構の調査はこれによって可能であったし、事実、成果もおさめ得たが工事中に発見された遺構の調査については、今後さらに考慮の余地があろう。特に付帯した土取り、その他の工事や設計変更によって発見される遺構についての処置には、施工者、文化財行政担当者双方にさらに研究すべき点があつた。これは今後の参考にすべき点であろう。

以上のような文化財の破壊に対して、これを何とか守らなければならないという声がさかんになり、昭和 30 年の堺市いたすけ古墳の問題をきっかけに大きな運動にまで発展していった。この古墳は仁徳天皇陵の南東にあ

名神高速道路の道路敷で消滅した土保山古墳



土保山古墳より出土した遺品
(六本のろと骨の出た木棺)



る百舌古墳群中の顕著なもの一つであったが、旧所有者が売却し、墳丘を削平し、住宅地にしようとしたことから端を発したもので、これを知った人々の手で「いたすけ古墳を守る会」が組織され、買収保存以外に道のないことをうつたえた。この運動が与論の支持をえて、国が補助金を出して買い取ることになった。これは文化財保存について一つの時期を画したものであり、その後の保存運動の出発点となり、名神高速度道路建設の際にも、あるいは各地の開発による古墳の破壊などの際にも同様の手段がとられている。しかし一方では、こうしたよびかけに対し、調査費さえ出せばどのような工事を行なってもよいと解釈する人があらわれたりして、この問題についてはさらに文化財保護と、建設事業との両者の関係を研究しなければならない段階にきているようである。

ここで簡単に諸外国でこの種の問題にどのような処置が講ぜられているかを瞥見したい。戦時中の爆撃による破壊から復興するにあたってロンドン市の地下からローマ時代の遺構が発見され、その復興にさきだつ調査が十分に行なわれたことや、イタリアのローマにおける遺構保存策の徹底していることはさておいても、インドのデカン高原に発見された古代都市ナガルジュニコング遺跡が、ダムで水没することになった際、インド政府はこれを完全に発掘調査し、この古代都市をそっくりそのまま旧位置より数十m上のダム予定水面の上に移して、都市の公共施設跡、寺院跡、墳墓などをそっくり再現する工事を数年にわたって実行した。その経験をエジプトのアスワンダム建設による水没遺跡の救出に役立たすべく、わざわざ一隊を派遣することになったと伝えられている。アメリカでも史跡の保存については細心の注意をはらっており、このため大学の考古学課程を修了した卒業生の半数は建設業者の専門的アドバイザーとして用いられ、残りの半数が博物館、研究所、大学などに入るといわれている。そして遺跡の破壊がやむをえない場合、

その調査のいっさいの費用は建設者側が負担することになっている。しかし、これで足りない場合はアーケオロジカル サルベージ という組織が設けられていて、全国からその調査に参与することになっている。中国においては国の中国科学院考古研究所が大規模な組織を持つうちに、考古工作隊が緊急調査を支援する体制がつくられているという。

以上、諸国の体制をわが国にすぐ援用するわけにはゆかないであろうし、また狭い国土に全ヨーロッパの考古遺跡にも匹敵するほど遺跡のあるわが国とでは比較にならないであろう。しかし、いずれにせよ、はじめに述べたように、文化財を後世に保護し伝える義務がわれわれにある以上、できるかぎりすみやかにこのための体制を整えるべきである。建設事業の機械化のテンポと思合せれば、あまりにもおそきに失するのそりはまぬがれないであろうが、ともかくも早急に実行に移すべきである。そのためには、まず第一に埋蔵文化財のリスト——遺跡台帳を完備すること。第二にそれにもとづいて系統的な指定をすること。当然これには多額の買上げ、調査の費用を用意することが必要になってくる。これは一研究者、あるいは一大学の研究室などの手におえることなく、すべからく、国の文化財保護委員会がそのことにあたり、その調査機構を整備すべきであろう。ただ、この際保存方法としては、すべての埋蔵文化財を手をふれさせないで保存することは不可能であり、重要なものについては平城宮跡のように国が買上げても保存すべきであるが、一部のものはなしうるかぎりの正確な記録にとどめて記録保存の方法も活用すべきであろう。また買上げですべてが完了したものではない。これを買上げたままに放置することなく、遺構の復元、管理その他十全の措置を行なって、一般にその成果が公開され、国民一般の活用をはかり、文化の向上に資する必要がある。これには埋蔵関係史跡のみならず、史跡全般を現在の国民生活に有用ならしめねばならない。さもなければ一部研究者あるいは識者たちの努力をもってしても単なる保存はこの狭い日本国にとってすこぶる困難であろう。たとえば、その活用については史跡公園とでも呼ぶべき設備をするとか、都会の中の緑地帯に優先的にこのような由緒ある場所をふくしましめるとかの方法を一日も早く実現すべきであろう。こうした保存方法については、もはや文化財関係者のみではいかんともすることができない問題であって、建設、土木事業にたずさわる人々はもとより、史跡のおのの規模に応じてこれに関係ある人達のすべてに協力をあおがねばならない。今日の生活の向上に熱心のあまり、あとからは取りかえしのつかないわれわれの文化遺産を失なうべきではないと思うからである。

(1963.5.25・京都大学にて講演)